

1. 日 時 2000年6月16日（金）10:30～11:45

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員
（事務局等）科学技術庁
原子力局
奥局長
中澤審議官
原子力調査室 伊藤室長、板倉、木村、山越、小室
研究技術課 川原田課長、木村、原田
吉鋪専門委員

4. 議 題

- （1）放射線医学総合研究所の独立行政法人化について
- （2）原子力委員会専門委員の変更について
- （3）その他

5. 配布資料

- 資料1 放射線医学総合研究所の独立行政法人化について
- 資料2 原子力委員会専門委員の変更について（案）
- 資料3-1 第34回原子力委員会臨時会議議事録（案）
- 資料3-2 第37回原子力委員会定例会議議事録（案）

6. 審議事項

- （1）放射線医学総合研究所の独立行政法人化について

標記の件について、研究技術課から資料1に基づき説明があった。これに対し、

- ・競争原理の導入や、予算・人事の運営の柔軟性とあるが人員、予算は中期計画の中で決まるのか。

（研究技術課）今までは定員管理が厳しかったが、独立行政法人化に伴い定員管理がなくなったので放射線医学総合研究所の中で人員数を決めることができるようになった。中期計画では、だいたいの人員計画が記載されている。また、毎年実員について報告することになる。

- ・他の独立法人との人員・給与などの横並びの調整はどこで行われるのか。

（研究技術課）評価委員会を各省が持っており、さらに総務庁にはそれらを統括する評価委員会がある。

・柔軟性を持たせ、裁量権を法人に委ねているが、所長のリーダーシップは法律に明文化されているのか。

(研究技術課) 法律上は明文化されていない。

・独立行政法人制度がどのように実施されるかは原子力委員会としても興味がある。しかし、裁量権などが明文化されていないことは実現性について不安である。民間の利点と、国としての重要性を同時に満足させる機関であるから、活気を持たせるための組織論は重要である。

・独立行政法人化によって研究機関が自由を手にし、それによって責任が大きくなったが、個々の能力を発揮する場としてはよいと思う。経営スタッフがどのように形成されるかはこれから積み重ねていく問題であるが、今のスタッフが独立採算的な経営をするのか関心がある。

・独立行政法人制度がスタートしてから見直しは行うのか。

(中澤審議官) 5年毎の中期計画の見直しは行われる。国の機関としての法的枠組みの中であつたので限界があつた。その限界の最大の要因は中にいる人間が同じ人であつたためである。だから、今回枠組みが代わつたことで規制がなくなるので、積極的に人事交流を行うことで、今までとは変わってくると思われる。

・しかし、それを行ったことで、歪みが生じてくると思うがどうか。

(中澤審議官) それが制度そのものの問題であつたならば、制度の見直しもあり得るであろう。

・懇談会や機関評価委員会は、制度がスタートしてからも継続されるのか。

(研究技術課) 機関評価委員会はなくなる。

・重要なのは組織のトップが方向性を明確に示すことである。センターオブエクセレンスを目指す意識改革や目標を持つことが重要である。また、研究環境の整備など、研究者が意欲を持って取り組む環境整備が必要である。研究者に対して研究所がどれくらいフォローしてくれるかが注目される。研究と管理事務とは明らかに違うので分離すべきである。そういうことを実行できる法人にしないといけない。国際舞台で論文が載るような研究を奨励する様にして欲しい。

・今回の独立行政法人化はいい方向に向かう可能性が高いと期待している。

等の委員の意見及び質疑応答があつた。

(2) 原子力委員会専門委員の変更について

人事案件を審議することから非公開とした上で、事務局より原子力委員会専門委員の変更について、配付資料に基づき説明がなされ、了承された。

(3) ドイツの原子力政策に関するコンセンサス協議における合意について

標記の件について事務局より説明があつた。これに対し、

・脱原子力発電法を新たに作ることを表明しているのか。

(事務局) 現行の原子力法を改正する形になると思われる。

・2005年には再処理処分をやめるといっているが、それはどういう行為をやめるといふことなのか。

(事務局) 再処理についての新たな免注をやめるということだけでなく、再処理のための輸送もできなくなるため、駆け込み免注はできない。

- ・ 今までの契約が残っている分については実行するが、それ以降は一切ストップをしなければならないことは合意されている。今回のバックエンドに関する部分についての先送りもやめる方向になっている。中間貯蔵についてはできるだけ早く中間貯蔵施設を設置するとされている。

- ・ 連邦政府の決定は州政府にどういう権限を持つのか。

(事務局) 具体的にどう対応していくかは原子力法の改正法案の中で示されるのではないかと。

- ・ いづれにせよ、ドイツは原子力をやめたあとのエネルギーの代替をどうするのか。ドイツ自身がCOP3において2010年までに約20%温室効果ガスを削減すると言っていたがどう対処するのか。産業界との関係調整など先のことが見えてこないので調査して欲しい。

- ・ 原子力を止めることを大前提にしているからそこまで話が行っていないのではないかなと思う。

- ・ 非核保有国ということでドイツは日本と共通点がある。しかし、この先どういう方向に進むのかは読みにくい。

(興局長) これから、ドイツはエネルギーについてどの様に段取りを決めていくのか、長期計画策定にも必要な情報を取り入れたいと思う。

- ・ エネルギーセキュリティの観念が日本とヨーロッパでは全然違う。

(興局長) 今回の合意の中にバックエンドに関する国の保証の問題も入っている。連邦政府の合意と州政府の意向との関係を調べたいと思う。

- ・ 32年間原子力発電を運転するということの意味についてよく考え、長期計画でも審議しなければならないことは事実である。

- ・ ドイツの状況は長期計画審議の中では折り込み済みであり、現象に振り回されず、本質を見極めて状況判断して欲しい。

- ・ 重要なことはキーパーソンがどういう判断に基づいて政策決定を行ったのかである。

- ・ EU全体のエネルギー政策がどうなるのか現在揺れている状態であり、模索中である。それとドイツのエネルギー政策との関連を調査することにより有用な情報が得られるのではないかなと思う。

(4) 議事録の確認

事務局作成の資料3-2第37回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。

なお、事務局より、次回は6月20日(火)に定例会議を10:30より開催する方向で調整したい旨、発言があった。